衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定について

1 改定経緯

衆議院議員選挙区画定審議会設置法および公職選挙法の一部を改正する法律(区割り改定法)が平成29年6月16日に公布された。これを受けた政令により、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定は同年7月16日から施行され、同日以後初めてその期日を公示される衆議院議員総選挙から適用されることとなった。

2 品川区における新選挙区

東京都第3区 (品川区のうち「東京都第7区」に属しない39の投票区)

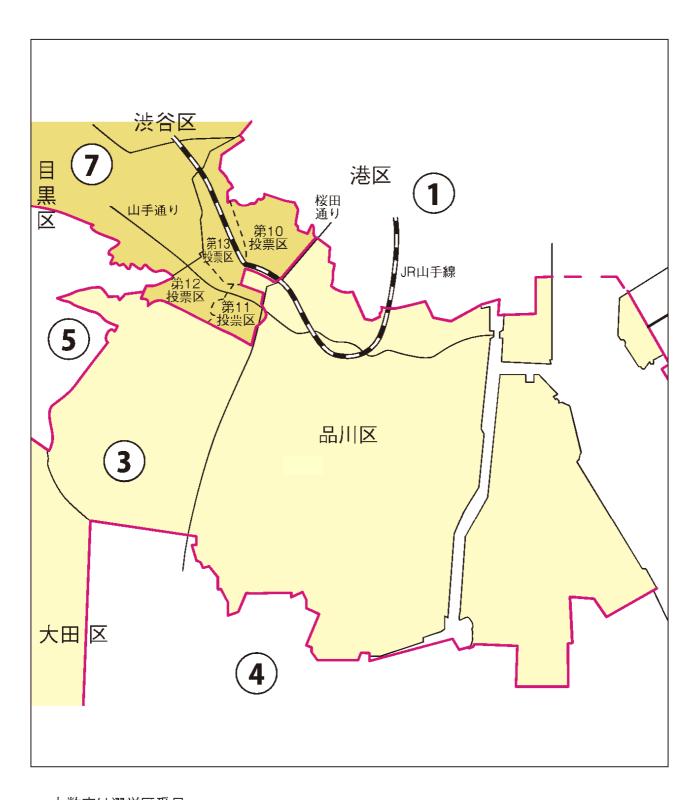
東京都第7区

投票区	町丁名					
	東五反田4丁目					
第10投票区	東五反田 5 丁目					
	上大崎1丁目					
	西五反田2丁目22番~32番					
	西五反田3丁目7番、8番					
	西五反田5丁目3番~6番					
第11批画区	15番~22番					
第11投票区	31番、32番					
	西五反田6丁目					
	西五反田7丁目					
	西五反田8丁目1番~3番					
	西五反田3丁目9番~16番					
	西五反田4丁目					
第12投票区	西五反田5丁目1番、2番					
	7番~14番					
	23番~30番					
	上大崎2丁目					
第13投票区	上大崎3丁目					
ガエロ奴赤凸	上大崎4丁目					
	西五反田3丁目1番~6番					

3 周知方法

ホームページ、広報しながわ、関連町会への周知

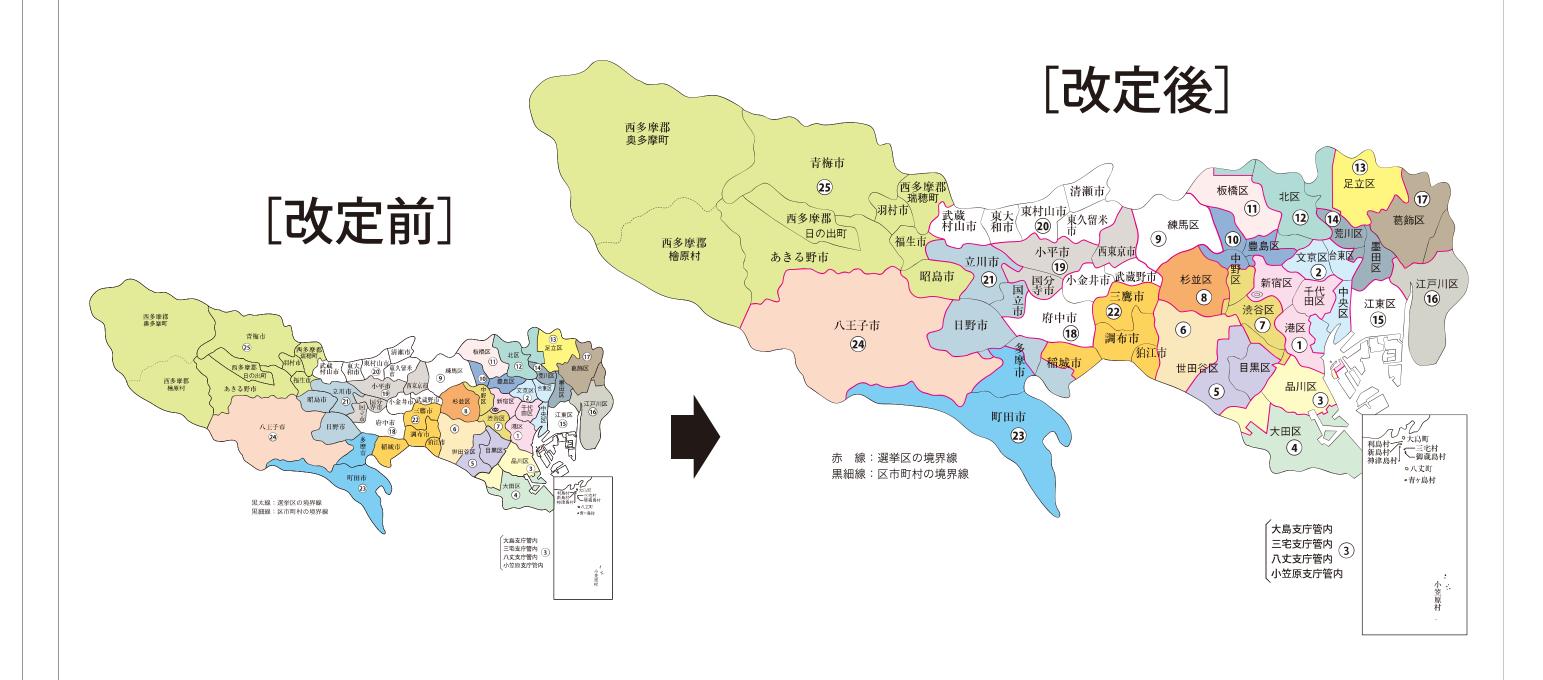
[改定後]



丸数字は選挙区番号

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

東京都



お問い合せは

- ●総務省選挙部
- ●都道府県選挙管理委員会
- ●市区町村選挙管理委員会

新選挙区

	第1区の区域		第2区の区域			第3区の区域						
千代田区 港区 港区 地区総合支所管内 (芝5丁目、三田1丁目、三田 2丁目及び三田3丁目に属 する区域に限る。) 港区麻布地区総合支所管内 港区赤坂地区総合支所管内 港区方浦港南地区総合支所管内 港区芝浦港南地区総合支所管内 港区芝浦港南地区総合支所管内 港区芝浦港南地区総合支所管内 港区芝浦市地区総合支所管内 港区芝浦市地区総合支所管内 港区芝浦市地区総合支所管内 港区芝浦市地区総合支所管内 市落合1丁目、下落合1丁目、下落合1丁目、下落合1丁目、下落合1丁目、下落合1丁目、非上野1丁目、定浦2丁目、芝浦2丁目、芝浦3丁目、海岸2丁目、三部田馬場3丁目、北上野1丁目、北上野1丁目、第3丁目(1番から3番まで、14番から19番まで及び22番から30番まで、新宿区角等特別出張所管内 新宿区角等特別出張所管内 新宿区 本庁管内 新宿区左松町特別出張所管内 新宿区方保持別出張所管内 新宿区方保持別出張所管内 新宿区内本特別出張所管内 新宿区方保持別出張所管内 第67 (1番から12番まで、16番から12番まで、16番がら12番まで、16番がら12番まで、16番がら12番まで、16番がら12番まで、16番がら36番がら36番がら36番がら36番がら36番がら36番がら36番がら3						品川区品川第一地域センター管内 品川区品川第二地域センター管内 品川区品川第二地域センター管内 東五反田1丁目~3丁目、西五反田1丁目、西五反田2丁目(1番から21番まで)、 西五反田8丁目(4番1号から4番13号まで、5番、6番10号から6番23号まで、 7番及び8番)、小山台1丁目、小山1丁目、荏原1丁目 品川区大崎第二地域センター管内(西五反田6丁目及び西五反田7丁目に属する区域を除く。) 品川区大井第一地域センター管内 品川区大井第三地域センター管内 品川区大井第三地域センター管内 品川区在原第一地域センター管内 品川区荏原第二地域センター管内 品川区荏原第二地域センター管内 品川区荏原第二地域センター管内 品川区荏原第二地域センター管内 品川区荏原第二地域センター管内 品川区荏原第五地域センター管内 品川区荏原第五地域センター管内 品川区荏原第五地域センター管内				大田区 大田区嶺町特別出張所管内 大田区嶺町特別出張所管内 大田区組園調布特別出張所管内(第 の木2丁目及び鵜の木3丁目に属する区域に限る。) 大田区久が原特別出張所管内(千島1丁目及び池上3丁目に属する区域を除く。) 大田区雪谷特別出張所管内大田区千束特別出張所管内東京都大島支庁管内東京都三宅支庁管内東京都八丈支庁管内東京都小笠原支庁管内東京都小笠原支庁管内		
第4区の区域		第5区の区域			第6区の区域		第7区の区	域		第8区の区域		
大田区 第3区に 属しない 区域	世田谷区 世田谷区 世田谷区地の地区サービス事務所管内(上目黒2丁目(47番から49番まで)に属する区域に限る。) 日黒区東部地区サービス事務所管内(中目黒5丁目、下目黒4丁目(21番から23番まで)、下目黒5丁目(8番から37番まで)、下目黒5丁目に属する区域に限る。) 日黒区中央地区サービス事務所管内(中国黒5丁目に属する区域に限る。) 日黒区中央地区サービス事務所管内(日黒4丁目(6番から11番まで)に属する区域を除く。) 日黒区中部地区サービス事務所管内(日黒4丁目(6番から11番まで)に属する区域を除く。) 日黒区南部地区サービス事務所管内 日黒2丁目(47番から47番から49番まで)が中での世田谷区大学まちづくりセンター管内世田谷区集まちづくりセンター管内世田谷区上馬まちづくりセンター管内世田谷区上馬まちづくりセンター管内世田谷区大学まちづくりセンター管内世田谷区上馬まちづくりセンター管内世田谷区大学まちづくりセンター管内世田谷区大学まちづくりセンター管内世田谷区大学を持つ世田谷区大学を持つ世田谷区大学を持つ、世田谷区大学を持つ、世田谷区大学を持つ、世田谷区大学では、「区域」 世田谷区 第3区に属しない区域 日黒区 日黒区 日黒区 日黒区 日本谷区東沢まちづくりセンター管内世田谷区 日本谷区東沢まちづくりセンター管内世田谷区 日本谷区東沢まちづくりセンター管内世田谷区 日本谷区大学では、「区域 日本谷区 日本田谷区 日本谷区 日本谷区 日本谷区 日本谷区 日本谷区 日本谷区 日本台区 日本谷区 日本台区 日本日 日本台区 日本台区 日本台区 日本台区 日本日区 日本日田 日本日区 日本日区 日本日田 日本日区 日本日田 日本日区 日本日区 日本日田 日本日田 日本日田 日本日田 日本日田 日本日田 日本									杉並区 第7区に 属しない 区域		
	第10区の区域				第11区の区域							
#												
	第12区の区域 第13区の区域 第14区の区域				第16区の区域				317区の区域	第19区の区域		
						表飾[〜4丁目、松江1丁目〜7丁目、東小松川1丁目〜4丁目、西小松川町、大杉1丁目〜5丁第16 江町4丁目、一之江1丁目〜8丁目、西瑞江4丁目、江戸川4丁目、松本1丁目、松本2丁目 属し				小平市 国分寺市 西東京市		
	第21区の区域					第22区の区域	第23区の区域	第24区の区	域 第25	区の区域		
八王子市 (東 立川市 日野市 国立市		多摩市 関戸、関戸1丁目〜4丁目、関戸5丁月日、東寺方1丁目、一ノ宮、一ノ宮1丁丁目〜5丁目 稲城市 坂浜、平尾、平尾1丁目〜3丁目、長崎	「目~4丁目、聖ヶ丘1丁目(1	番から24番まで、35番及び44	寺1丁目~6丁 4番)、聖ヶ丘2	三鷹市 調布市 狛江市 稲城市 第21区に属しない区域	町田市 多摩市 第21区に 属しない区域	八王子市 第21区に 属しない区域		あきる野市 西多摩郡		

※第9区、第15区、第18区、第20区は選挙区の変更はありません。